

近世後期金融取引の基準貨幣

——豊後日田千原家史料を中心として——

岩 橋 勝

— は じ め に — 「銭遣い圏」論争の現在 —

17世紀初頭、徳川幕府は金・銀・銅の三貨よりなる貨幣制度を創設した。「三貨制度」といわれるこの幣制が、中国渡来銭を基軸として発展した中世貨幣経済の16世紀の混乱（撰銭盛行による流通・金融の不円滑化、渡来銭途絶による一時的な貨幣経済の後退など）を收拾し、あらたな徳川幕藩政治経済体制を基礎づけるものであったことは知られているとおりである。この際、金銀の貴金属よりなる両貨が高額貨幣、卑金属の銅（銭）貨が小額貨幣に充てられたが、東アジア世界では例外的な金貨をなぜわが国が導入し、高額貨幣としてなぜ金銀の二貨制を採用したのか、さらに銭（素材は当初は銅、中期以降、真鍮や鉄）貨がこれら高額貨幣とどのような関係にあるのか、すなわちたんに小口取引や端数処理の際補助的に用いられるのみなのか、あるいは金銀貨と対等に独立的に用いられたのか、従来の研究は必ずしも明確ではなかった。

本稿の目的との関連で後者の問題にのみ限定して、同時代識者の見解を示すと、すでに紹介 [岩橋 1983 a] したように、まず新井白石は正徳4年(1714)「改貨後議」第5条において、「金銀銭三つの中、金と銀とは其地方の風俗によりて通じ行はれざる所ある事に候(中略)、西方の国々にては専ら銀を用ひ(中略)、東方の国々にては専ら金を用ひ、銭に於ては五畿七道皆々相通じ用ひ候」と述べ、太宰春台も享保14年(1729)「経済録」巻五において「日本ノ今ノ幣ハ、金・銀・銅銭凡テ三種也、京ヨリ西ハ銀ヲ尚ビ、東国ハ金ヲ尚ブ、銅銭ハ

東西ニ通ズ」との認識を残している。このような見解が日本経済史学創成期の竹越与三郎氏や本庄栄治郎氏らによって踏襲されたことは想像に難くない。

問題は上記の見解がどれほど近世の貨幣流通実態を踏まえたものか、ということにつきる。白石や春台の認識が仮に大づかみにおいて誤りなしとしても、近世中期までの状況を踏まえたものであり、より経済発展の進んだ近世後期にも同様な判断が可能である確証はない。20世紀後半のわが国における社会経済史学の進展は著しいが、とりわけ商家・農家などの経営実態が帳簿等の史料を通して個別的・具体的に明らかとされる一方、既存のデータを総合したマクロ観察により、貨幣流通についても地域差や時期的な特徴がより明確なものとなってきた。「銭遣い経済圏」論はそのような研究方法の潮流の中から提起されたといつてよい。

筆者は1970年代、東北から九州に至る各地の近世物価史料を調査する過程で地域により物価の表示方法がまちまちで、通説のような「金遣い」「銀遣い」の二分法で処理できるような単純なものではない事を知った。とりわけ西南地域の「銭匁勘定」は、一見、銀匁勘定のように見えながら、実体は銭建て勘定であり、佐賀藩領の20文銭遣い(1匁あたり銭量)を始めとして、松山藩領の60文銭遣い、長州藩領・土佐藩領の80文銭遣いなど、他の銀遣い地域の物価表示とそのままでは比較できない。しかも、これらの地域ではほとんど藩札や私札が発行されており、多くは当初銀札が出された後、銭匁札に転じている。そこで永年にわたる全国的な藩札・私札収集に基づいて整理の行われた荒木豊三郎『日本古紙幣類鑑』(1972)を典拠に銭札発行の地域分布を鳥瞰した結果、たしかに防長、伊予、土佐をはじめとして、薩摩藩領と日向の大半を除く九州全域で銭匁札は流通していた。さらに、盛岡・秋田藩領をはじめとする東北地域と出雲地方では1貫文以上の高額銭札が流通していたことも観察され、筆者はこれらの地域がいずれも金遣い・銀遣いに並置される「銭遣い」の地域であるとの見通しを持ち、「銭遣い経済圏」論を提唱した[岩橋 1980]。

ここで「銭遣い経済圏」(以下、「銭遣い圏」と略称)とは、日常消費生活に

必要な小額取引や端数処理のレベルを越えるような高額取引でも銭貨を価値尺度として用いる経済圏であって、授受される貨幣は必ずしも銭貨にこだわらない。銭貨はもともと小額用の貨幣として全国的に使用されているから、特定地域をあえて「銭遣い圏」として事挙げするのは当たらない [三上 1996 p. 126-7, および金融研究会 1998 p. 15-6] との見解があるが、ここで対象とする地域では、金遣い圏ないし銀遣い圏では当然に金貨ないし銀貨で勘定されてしかるべき、一定額以上の取引においても銭建てで取引されていたゆえをもって問題を提起しているのである。金遣い・銀遣い圏においてもたしかに銭貨は使用されるが、一般取引で端数処理がなされる場合、時々の金銭相場ないし銀銭相場によって金建て・銀建てが買かれている事実と区別される必要がある。また、ごく最近でも、銭建てで取引される「銭遣い圏」といえどもまとまった高額取引では金銀貨が使用されるから、その存在はありえない [馬場 1998 p. 84] との見解があるが、すでに桜井信哉氏が第三者的立場から本議論を概括 [桜井 1996] し、本概念の定義を紹介しているところからも明らかなように、そのような理解はミスリーディングによるものといわねばならない。本概念が市民権を得るにはまだ相当な説明努力を必要としているようである。

西南地域で広範に慣行化された「銭匁勘定」に関しては、当初、新保博氏が近世後期秤量銀貨の幕府正貨発行残高シェア減少という状況下で、銀遣いを補完するもの、換言すれば「銀遣い」なるが故に成立したという見解 (1980) を示した。たしかにその後の筆者の作業で可能となった観察事実によれば、銭匁勘定慣行は当初見通した近世前期にまでさかのぼることはできず、秤量銀貨の比重が低下し始める元文期 (1736-40) 以降に見出されるようになる。しかし、その当初こそ銭1匁の内実銭量は時々の銀銭相場によって変動し、銀1匁と等量であったが、どの地域も18世紀末までに、おおむね藩領ごとに一定の銭量に固定化していった。このため19文銭から80文銭 (勘定単位の幅がきわめて大きく見えるが、19文、20文はそれぞれ76文、80文を四分割したもので、大半は60~80文の範囲内で固定化) にいたる多様な銭匁勘定が成立したのである。

したがって、固定化の後には銀錢相場の変動にかかわらず、錢貨が基準貨幣となったわけであるから、文字通り「錢遣い」となったのである。この勘定法はおおむね、明治4年(1871)公布の「新貨条例」が地域内に浸透するまで用いられた。

では、18世紀中期以前、これらの地域は銀遣いが一般的だっただろうか。史料が限定されていて、現時点では暫定的な判断しか示し得ないが、これら錢貨遣いが行われた地域はもともと小口取引を中心に錢遣いが一般的であったと考える。ただし、隔地間取引に従事する商人や、江戸・大坂との関係の深い大名は金遣い・銀遣いを余儀なくされたから、地域内でもそれら関係者やその周辺を中心に、ある程度の金建て取引、銀建て取引も行われた。また、山間部や、都市からはるか隔たった地域では三貨に代えて米が用いられるケースも少なくない。近世前期のこれら農山村部の大半では、貨幣経済の浸透度はまだきわめて緩やかなものであったと見られる。

そもそも従来、「金遣い」といい、「銀遣い」という時、どのレベルの取引段階で用いる貨幣を基準とするのか、必ずしも明確ではなかった。隔地間取引の際、決済の便宜を考えれば、かさばって重量のある錢貨を価値尺度にすることは一般的にあり得ない。したがって、隔地間決済通貨という観点から見れば高額貨幣が基本貨幣となるのが自然であり、金遣いか銀遣いしかあり得なかったわけである。しかも、従来何となく東日本の金遣い、西日本の銀遣いとみなしているに過ぎず、具体的な取引実態を踏まえた上での観察事実ではない。少なくとも近世後期になると、西日本(京都に隣接する近江でさえ)でも取引基準も、支払手段も金貨が用いられる度合いが増大した。このように、隔地間決済手段としては高額貨幣であれば金貨でも銀貨でもいずれでもよく、時とともに条件変化により便宜な貨幣が選ばれたと見られる。

これにたいして全国各地域内の基本貨幣は、隔地間決済手段と比較すれば相対的にリジッドであったようだ。庶民レベルの小口取引では全国おしなべて錢建てであったように考えられるが、あきらかに地域差があった。銀遣いの京坂

およびその周辺では給銀はもとより日常消費物資の値段は文字通り銀建てで示され、小額の表示や端数計算をする際も何分何厘何毛と、銀勘定が貫かれた。金遣いの関東では、小口取引において錢建てを用いる傾きが関西より多かったが、これは金貨の最小額面が近世中期までは1歩(1/4両)と、比較的高額であったためである。それでもたとえば米価が、金1両につき1石2升3合4勺と表示されたように、端数計算でも金建てを貫こうとし、実際の貨幣授受にあたっては時々の金銭相場により錢貨が使用されたのである。

このように金遣い、銀遣いの地域では、小口取引でも端数計算の可能なところまで金貨、銀貨を用いようとする。これにたいして「錢遣い圏」では通常の小口取引を錢貨で表示し、計算するのはもちろん、金・銀貨を用いてしかるべき規模の高額の取引でも錢貨でそのまま表示・計算し、実際の決済では時々の錢相場に基づいて、金・銀貨が用いられることとなる。域内通貨がリジッドであった例証として、筆者はすでに「錢遣い圏」の松山藩領のケースとして、藩札を藩当局の思惑で銀札として通用させようとした際には失敗するが、錢匁札化し、民間の貨幣需要に合わせた場合には円滑に流通するようになった事実を紹介し、萩藩や熊本藩でも同様ではなかったかということを示唆した〔岩橋1983 b, 1998〕。

以上のように、近世の貨幣流通構造を、従来のように「金遣い」か「銀遣い」かというように二者択一的にとらえる事は適切でなく、隔地間決済手段と地域内貨幣とは分離している場合が少なくないと見るべきであろう。そして、従来言われている「金遣い」「銀遣い」というのは、ここで言うところの地域内貨幣での区別であり、その観点から見れば近世において「金遣い」「銀遣い」に並置される「錢遣い」も西南地域や東北地方で存在したというのが、当初からの筆者の主張である。近年ようやく近世の貨幣流通が重層的構造を持っていることの理解が定着しつつあるが、その際、経済圏の識別を隔地間決済手段ではなく、地域内貨幣で行うべきであることは余言を要しないであろう。

ところで、西南地域で広範に観察できる錢匁勘定の流通実態に関して、筆者

はこれまで伊予、土佐、防長、播磨の各地域について観察を重ねてきたが、薩摩藩領と日向を除くほぼ全域でそれが展開されていた九州については野口喜久雄氏による各地銭匁遣いの分布概観、藤本隆士氏による主として福岡藩・秋月藩の事例紹介に依拠してきた。しかし、おなじ銭匁遣いでも金・銀遣いとの関連、取引スタイル、また外部からの貨幣供給のあり方などにより、状況は時期によっても一様ではなかった筈である。そこで本稿は、九州天領支配の本拠地であった豊後日田を中心に、貨幣流通の実態とその変容を観察・分析し、筆者による一連の研究に九州の事例を付加観察することとする。

二 豊後日田と千原家の概況

豊後日田は府内（大分）と筑後久留米を結ぶ中間部の盆地に位置し、北東に峠を越えれば耶馬溪を経て豊前中津や小倉に通じ、南に阿蘇の外輪山を越えれば熊本に達する、九州中央部の交通の要所である。幕府はここに多い時で17万石余に及ぶ、九州各地に散在する直轄領を支配する代官所を置き、豊前四日市、肥後天草、日向富高に出張陣屋を配置した。明和4年(1767)、日田代官所は「郡代」に格上げとなり、関東郡代、美濃郡代につぐ格式を与えられ、「西国筋郡代」とも称せられた。

日田の位置する日田郡は豊後の西北端をなすが、郡（国）境の周囲は豊前、両筑（筑前・筑後）、肥後と、じつに4か国に接していた。関東以外の幕領が大名領と比べて支配関係が弱いことはこれまで知られているが、それほど周囲の影響を受ける度合いが強い事を意味する。日田を取り巻く支配関係を見ると、日田郡内は大半が幕領であり、日田の北部一帯には、東に隣接する玖珠郡に陣屋のある森藩(1.2万石)が、有田郷を中心に約4千余石領有していた。郡境の北部、豊前下毛郡は対馬藩飛地と中津藩領が入り組んでおり、筑前上座郡は福岡藩領、筑後生葉郡は久留米藩領、肥後阿蘇郡は熊本藩領とそれぞれ接していた。これらのうち、日田は、地理的および交通の便宜から、その東西に位置する森、久留米藩領と、北部山間地の対馬藩飛地と中津藩領山村との交流が比較

的多かったようである。

日田を巡る経済活動として、戦前期より「日田金」[竹越 1920, 遠藤 1936], すなわち日田町人による九州諸藩大名と日田周辺農村に対する金融活動が有名であるが、戦後期はかれらの個別経営の推移の分析により日田経済の動態の一端が明らかにされるようになった。それらによると、少なくとも近世中期までに在町日田（豆田町・隈町の2町からなる）を中核とする域内経済が成立していた。山間部農村からは年貢銀納のため常に一定量の産物、すなわち茶、漆、楮、煙草、紙などが商品化され、在町では酒、味噌、醤油、油などが生産されて、域内需要に応じた。一方、18世紀前半に日田商人のなかには、域内産物に加えて域外の両筑・肥後平野部農村から米や菜種などを集荷し、豊前中津経由で上方・瀬戸内に販売し、返り荷として瀬戸内産繰綿を買い付け、肥・筑地方に販売する仲介商業で致富をなしたものもあった。日田地方にはさしたる域外市場向け産物はなかったと見られる。本稿で考察対象とするように、おそらく年貢納入を契機とする借錢のための土地所有者変動が激しく、土地を失った農民に用意される産業はまだほとんど発達していない。ただし、ようやく19世紀に入ると樅実栽培が商業的農業化して蠟製造がこの地域でも始まり、幕末期に広がりを見せた[以上、原田 1956, 篠藤 1958, 野口 1964, 楠本 1980]。

さて、日田商人には千原(丸屋)・広瀬(博多屋)・手島(伊予屋)・森(鍋屋)・草野(升屋)・山田(京屋)等の諸家が知られているが、本稿ではこのうちの丸屋千原家の金融取引記録を中心に考察する。千原家は中世筑後の有力国人蒲池氏の一族で、天正年間筑後国御井郡千原村に住し、千原姓を名乗ったという。慶長年間に日田郡城内村に移り、農業を営む一方、当初は油屋と称し、油・醤油の販売を始めたという。元禄期には酒醸造も開始し、豆田町において土地・家屋の集積を始めた。利貸や家屋賃貸等の利益を元に、土地集積の範囲を周辺の町・村に拡大し、延享年間(1744-48)には日田郡陣屋廻村、池部村の庄屋役に就任し、「苗字永々其身一代帯刀」の格式を与えられるほどとなっている。千原家はその後、郡内の城内、中城、堀田、草場村などの庄屋も勤めるようにな

る [豊田 1979]。

このようにして千原家は蓄積した致富をもとに、宝暦ころ以降、森・島原両藩の御用達を勤め、寛政5年(1793)掛屋となった。諸藩への融資の手も広げ、文政年間(1818-30)には豊後府内・森, 豊前小倉・中津, 肥前大村・島原・対馬藩田代領, 筑前福岡・秋月, 筑後久留米・柳川の11藩に貸付を行い, その後さらに豊後杵築・日出, 肥前唐津も加わっている。そして, 嘉永7年(1854)には小倉藩御用達をも引き受けた。これら諸領の領民にも融資を広げ, 安政年間(1854-59)には豊前京都郡内に数百人の稼ぎ人を雇って, 新田開発事業をも行っている [以上, 豊田 1979, 楠本 1980]。

千原家は, 正徳一慶応年間に合わせて319件, 約300町歩, 高350石の土地集積を行った。とくに天保以降に活発となり, 嘉永5年(1852)には単年度で45町歩, 56石も集積した。もっとも2割ほどは質入地の請け返しや他人への譲渡で集積地を減少させている [藤本 1953]。日田商人の中には, 商品取引や農村加工業を中心に財を築き上げたものもあるが, 千原家の場合, とくに掛屋に就任した寛政期以降, 金融・利貸に致富源泉の比重を移し, 質地として得た町地や農地が流れ, 結果として同家のもとに集積されたものといえよう。

三 千原家金融取引証文の基準貨幣

(1) 依拠史料について

九州大学九州文化史研究所が1934年に購入した約3万点の千原家文書の3分の1は江戸期史料(厳密には明治4年まで)であり, そのうち同所が目録作成(1979年)にあたり「金融」史料として分類した点数は3,749点(年不詳のものも含む)である。これらはさらに内容により細分類され, 本稿が分析対象とする「貸付・預り」は2,726点である。ただし, 土地・家屋を質物とした貸付は別に分類され, 約300点が利用可能である。

これら金融取引証文の目録化にあたり大きく4種類に分けられ, 貸主と借主名を付記して通時的に整理されてあるのはきわめて有用であるが, 二つの点で

留意が必要となっている。一つは、たとえば一般的な貸付の標題に多い「借用証文之事」という証文の中には、農地等を質物としている場合もあることである。逆に、質地証文であっても、元金の返済期限が過ぎた後、流し地としないで貸主が極力元金の返済を求める場合もあることである。ただ千原家の一般的な貸付証文は村規模の年貢未済立て替えである場合が多く、個人貸付以外のそのような村貸ないし組合郷貸の場合には庄屋等の村役人が借主となり、信用を担った。

もう一つは、同研究所が「借用証文」と分けて「預り証文」としたもののの中に、千原家を名宛人とした証文、つまり借用証文とまったく変わらないものも少なからず含まれていることである。あきらかに日田役所や武家からの預り金と思われるものは「拝借金」として別に分類されているが、千原家が「預り人」となって個人的に武士や商人を名宛とする証文は文字通り「預り」であろう。

「文書目録」で「預り」と分類されたうちの約半分は借用証文である。そこで本稿では、千原家が預り人となっているものは拝借証文と同じグループに入れた。「拝借金」は利殖運用のため強制的に預けさせられ、「預り」はより自由度があるようにみえるが、証本文本文から判別することは難しい。

本稿では、したがって一般的な貸付証文と、質地証文、拝借証文の3種に分類を行って分析する。全体では3千件以上となるが、年不詳の証文も少なくなく、また目録番号と史料配列番号が異なっているため、検索・閲覧・写真複写に膨大な時間を要したため、すべての史料を閲覧することは断念せざるを得なかった。結果として分析対象となった件数は、貸付証文が1,053件、質地証文が155件、拝借証文（預り証文を含む）が134件で、利用可能件数の半分強にとどまっている。それでも千原家の金融活動にかかわる基準貨幣の、時期別および金融内容別観察を行ううえで十分有効であろう。また、若干の証文は貸し手も預り人も千原家でない人物によるものがある。同家が債権を引き受けたことが想定されるが、日田地域で展開された金融取引であることに変わりはなく、除外しなかった。

金融証文に記載された取引金額の貨幣種別が、当該地域における一般的な取引基準貨幣を示しているとする根拠は、次のとおりである。すなわち、一般的には取引当事者は取引開始から決済に至る期間の貨幣相場変動リスクを回避しようとする。その際、貸手と借り手で当然利害が対立するが、基準貨幣を決めるのは言うまでもなく金融を必要とする側、すなわち「貸付」ならば借り手である農村・農民・商人、「拝借金・預り」ならば貸手である役所・武士であろう。あきらかに金融商人側に不利な状況が予見される際には、利子率を引き上げ、調整することになる。ただし、三貨制度のもとではいかに貨幣相場の変動による損失を回避しても、日常、支払いに充てる貨幣を選好しない場合には、両替の際の余分な手数料を負担しなければならない。したがって、たとえば銭相場下落傾向が予見される場合でも、日常銭貨を用いている地域や階層は両替に伴う余分な費用を回避して、あえて銭建てで取引を行うことも少なくなかったであろう。

(2) 基準貨幣の時期別推移

千原家に伝存する金融取引証文に記載された金額は、銀貨、丁銭、銭匁、金貨の4種が混在して用いられている。これらは貸付、質地、拝借のそれぞれの証文で、おおむねどの時期にも用いられているが、あきらかに証文の種別、時期により偏りが現れている。観察することのできた1,300余件について、それらの動向を見てみよう。なお、きわめて少ない例であるが、1通の証文でたとえば銀と丁銭のように、2種以上の貨幣で計上されている場合は、それぞれについてカウントした。また、証文が2枚に分かれていて、あきらかに本証文と同一内容の添証文であると判定できる場合は削除したが、同一時期、同一相手に対して取引を分割し、金額の異なる2枚以上の証文を作成したと見なされる場合は、それぞれの証文を1件としてカウントした。

千原家における最初の金融取引証文は正徳5年(1715)「拾年切相渡申畑地之事」で、惣右衛門という農民が藤屋彦三良に10年期限で畑を質地に入れ、銀150

目を借用した。質地証文としてはこの後、享保期(1716-36)に7件確認できたが、すべて銀建てである。貸付証文でもっとも早い時期のものとして現物を確認できたのは、享保20年(1735)、上内村林右衛門が丸屋源三郎らから銀32匁5分を借用した「預り申銀子之事」である。目録によれば、さらに早いものとしては享保5年があり、享保期に合わせて7件の証文が残っている。すべて銀建てである。

銭建ての証文で確認できた古いのは、延享3年(1746)、坂元村徳右衛門が丸屋郡右衛門から丁銭1貫250文を借用したものである。ただし、現物は未確認であるが、目録によれば元文3年(1738)丸屋源三郎が油屋平次郎に宛てた「預り申銭之事」がある。質地証文では貸付証文と同様、延享3年が初出である。元文・寛保期は目録にも残存がなく、これらの期間の中のどの時点で銭建てでも取引されるようになったかはわからない。日田地方における銭建ての金融取引が、少なくとも享保期以前にはさかのぼらないことは確実のようだ。

この後、基準貨幣がどのような推移をたどったかは、表1に示したとおりである。同表では証文の種別ごとに基準貨幣の推移を、おおむね10年ごとに区分して対比できるように示した。まず貸付証文について見ると、初めて銭建てが現れる1740年代(元文～寛延期)以降、取引は銀建てと銭建てが全期間について併用された。ただし、1740年代以前は件数が少なくて確言はしがたいが、1830年代までは銭建てでの取引が主流であるといつてよいであろう。また、銭建ても「丁銭」建てと「銭匁」建ての2種があった。前者は、銭貨の一般の呼称である貫・文を単位とするもの、後者は1匁をもって一定の銭量を表すもので、日田地方では少なくとも近世中期以降は19文銭が一般であった。

銭建ての貸付取引は1750年代から70年代の間は丁銭建てが主流であった。とくに1760年代では133件中88件が丁銭であった。ところが同じ銭建て取引でも、1780年代(⑥期)以降は銭匁建てが幕末維新时期まで主流に転じてしまう。この期に同じ銭遣いでも、全国的に一般的な丁銭遣いから、日田地方では銭匁遣いが領民の間でより多く用いられるようになったことは明らかである。この

表1 豊後日田, 千原家金融取引

(時期別・取引証文別・基準貨幣別; 期間別件数と1件平均額)

証文種別	貸付証文				質地証文				拝借証文		
	銀 (匁)	金 (兩)	丁錢 (文)	錢匁 (匁)	銀 (匁)	金 (兩)	丁錢 (文)	錢匁 (匁)	銀 (匁)	金 (兩)	錢匁 (匁)
①期 1714~1739	2 (191)				8 (180)						
②期 1740~1749			1 (1,250)	2 (320)				4 (603)			
③期 1750~1759	6 (3,610)	1 (10)	41 (11,239)	17 (364)			12 (21,693)	3 (1,537)	3 (9,667)		
④期 1760~1769	13 (728)		88 (22,330)	32 (1,442)	1 (375)		21 (17,369)	2 (310)	17 (38,382)		
⑤期 1770~1779	9 (4,300)		48 (14,783)	26 (757)			12 (21,318)	4 (379)	18 (6,677)		
⑥期 1780~1789	16 (999)		11 (29,984)	24 (604)			4 (49,963)	1 (790)	60 (7,319)		2 (8,210)
⑦期 1790~1799	4 (2,000)		7 (25,414)	25 (1,736)			5 (54,424)	2 (3,938)	26 (2,275)	3 (20)	
⑧期 1800~1809	1 (600)		2 (4,750)	12 (527)			12 (57,407)	4 (1,183)	1 (3,897)		
⑨期 1810~1819	6 (917)		4 (22,800)	20 (1,506)			3 (48,467)	4 (45,096)			
⑩期 1820~1829	6 (1,367)		2 (19,250)	13 (3,720)			5 (72,854)	6 (4,928)			
⑪期 1830~1839	33 (3,932)	9 (53.6)	15 (65,126)	77 (7,416)			3 (34,267)	16 (4,427)			
⑫期 1840~1849	11 (1,600)	33 (103.0)	1 (500,000)	32 (10,828)				4 (22,968)			
⑬期 1850~1859	16 (2,177)	73 (87.1)	10 (110,413)	42 (7,197)	1 (20)	1 (185,500)	10 (18,698)				
⑭期 1860~1868	11 (905)	112 (499.3)	9 (206,500)	61 (16,650)				5 (7,594)		3 (1,050)	
⑮期 1869~1871	2 (10,500)	47 (746.6)		19 (16,452)				2 (150,000)		1 (2,000)	

史料: 千原家文書 (九大文化史研究所蔵)

注: 「錢匁」の1件あたり平均額は, 19文錢以外の変動錢匁もすべて19文錢に換算してある。

時期のデータが特定の所領や農村等の証文に集中したというような事実はなく, ほぼまんべんなく日田およびその周辺の証文が残存している。

⑪期 (1830年代) に入ると突然, 金建てが現れて来る。預り証文としてはすでに宝暦6年 (1756) に丸屋藤右衛門・同幸右衛門が金10両を借用した「預申金子之事」があるが, 証文の宛先名が明記されておらず, おそらく役所からの拝借金であろう。拝借金は後で見ると銀建てが一般であるが, 18世紀後半

において金建て取引もあった。しかし、⑪期以降、貸付証文に現れる金建て取引はあきらかに千原家と農村ないし農民との取引なのである。すなわち、最初に現れるのは天保3年(1832)日田郡内の森藩領草場村藤右衛門が千原家から金5両を借用した証文である。ついで、翌4年郡内の天領庄手村庄屋作左衛門らが金10両を借用し、⑪期のみで9件の金建てが確認できる。そして⑫期以降にはそれまで主流であった銭建てに代わって、件数では金建てが幕末にかけて中心となってくる。1860年代の⑭期には貸付証文の58パーセントにあたる112件が金建てであり、しかも1件あたり貸付額は⑪期ころよりも増え、500両となっていた。ただし、表2に見るように、金建ての取引は日田郡内よりも郡外の諸藩との取引に多かった。日田地方では相対的に銭匁建てが根強く存続したといつてよいであろう。

以上のように、千原家を取り扱った貸付は1740年代以前は銀建て、1750年代より銭建てが主流となり、しかも当初は丁銭建てであったのが、1780年代より銭匁建てが多くなり、さらに1840年代以降は金建てに比重を移すという、きわめてダイナミックな基準貨幣の推移を示した。それにしても銀建ては、千原家に残る証書類で当初の時期にこそ基準貨幣であったと見られるが、近世中期以降も同様であったとは見られない。表1で、19世紀に入ってから10年間で33件の銀建て貸付が確認できる⑪期を個別に見ると、大半は村方が上納代銀に差し詰まった結果のものであった。その際には借主がすべて庄屋名であり、しかも数か村ないし10余村の連名、つまり組合借りである場合が多かった。あきらかに農民の個人的な借用と見られるものはわずか3件であり、その借用平均額は44.6匁と、全体の平均額3,932匁と比較すればきわめて小額であった。これとても銀建てで納入しなければならない難渋農民の個別借用と見れなくもない。もちろん、銭建てでの上納代銭・御銀代銭借用も少なくはないので、年貢納入・上納金支障にかかわる借用がすべて銀建てで行われたわけではないが、少なくとも銀建てでの借用はほぼすべてこれらを契機としていたといつてよいであろう。このため日田地方での取引は銭建てや金建てが主流であっても、幕

末期まで常に一定の銀建てでの取引が持続したと考えられる。

つぎに、表1から質地証文における基準貨幣を見ると、一見してほとんどすべて銭建てであることがわかる。①期、すなわち正徳4年から享保期をはさんで元文4年までの期間に8件の銀建て質地証文があり、逆に銭建ては1件もない。取引当事者の所在地を見ると、いずれも日田（豆田町・隈町）町内ないし近傍農村であり、支配関係も天領ないし森藩領であった。遠隔地との取引であったため銀建てとなったということではなく、あきらかにこの期の在町ないし農村での流通貨幣が銀貨であったためと考えざるをえない。①～②期の間に10年余の空白（厳密にはデータの空白は1733-45年）を経過した後、延享3年以降、土地を担保に貸付を行う質地証文（一部、家屋敷の質物を含む）はほぼすべて銭建てとなった。例外的に④期と⑬期に銭建て以外の取引が1件ずつあるのみである。しかも前者は、表4でも示すように、「銀375匁」の元銀が「38文銭ニテ受取」られており、実質的には銭建てであった。

ところで銭建てでの質地貸付の際も、当初は丁銭、19世紀の交あたりから銭匁建てとなった。貸付証文における動向とほぼ同じであるが、質地証文の方が銭匁主流に転じるのが40年ほど遅れている。ただし、データの量が限定されていて、どこで転じたかを判断するほどにデータ量が有意といえないのかもしれない。しかし、いずれにしても少なくとも⑪期あたりより銭匁が主流となり、丁銭建て自体も翌⑫期よりほとんど消滅するに至っている。借り手の所在は大半が日田郡内であり、天領と森藩領のいずれかに片寄るということにはなかった。町人ないし農民間の金融取引は、質地を介する場合に関するかぎり、①期を除いて銭建てのみであったとすることができる。

拝借証文における基準貨幣は、観察できた134件の大半が銀建てである。目録によっても宝暦5年（1755）以前の証文はまったく残存せず、また⑨期以降の証文もほとんど欠けているが、一般貸付や質地貸付が銭建て主流となった後も拝借形態の金融取引は銀建てであったと断じてよいであろう。拝借先の宛名は寛政期以降に「日田御役所」とあり、それ以前は特定役人の個人名となって

いる。同役所の担当者名であろう。官（ないし武士層）と町人・農民との取引は近世を通じて銀貨が基準であったことは間違いない。ただし、事例がわずかで断言し難いが、幕末・維新时期に金建て拝借が4件認められる。19世紀に入って以降、いずれかの時点で銀建てから金建てに転じた可能性なしとしない。

(3) 基準貨幣変転の要因

以上観察したように、近世日田地方の金融取引の際の基準貨幣は、まず取引の種別によって異なり、また同じ内容の取引でも時期によって変容した。なぜ取引の種別によって異なり、時期により変容するのか、サンプルの多い一般貸付を中心に分析してみよう。

すでに見たように、質地証文では①期を除けばほとんど銭建て、拝借証文では基本的に銀建て（幕末・維新时期には金建て）であった。同じ地域で展開された金融取引でこのように基準貨幣が異なったのは、前者が主として在町商人と農民間、後者が日田郡代役所と在町商人との間の取引であったためであろう。ともに日田商人が片方の当事者でありながら、一方で銭建て、他方で銀建ての取引を行っていたのは、金融商人として相手の貨幣需要に合わせる必要があったためと思われる。貨幣相場変動による損失が見込まれる際は利子率を上げて相手の貨幣需要に応じたと想定されるが、利息の併記される証文は少なく、ただちに検証はむづかしい。

多様な基準貨幣が併用された（一般）貸付の場合、先に見たように多くは年貢等の上納代金を村方が千原家等の金融商人から調達するためのものであった。年貢上納という場面での農村と領主との力関係から判断すれば、銀建てでの賦課・納入が一般であったように見えるが、実際は表1に見たように銭建ての方がはるかに多かった。このことは何を意味するのであろうか。二つの可能性が考えられる。一つは、領主が農村側の便宜を配慮して、在方での流通貨幣である銭貨での納入を許容していたこと（もしそうだとすれば、諸上納の際に在方の広範な銭納を許容していた盛岡藩と類似する[岩橋 1983 a]）。ただし、

この場合でも賦課は銀建てでなされたであろう。もう一つは、農村側の借用事由である「年貢納入ニ差迫り」は借用の公的面を強調するための名目に過ぎず、実際は農村内の村入用資金や貧窮農民救済資金など、より自由度の高い資金として日田商人から借用されたことである。ただしこの可能性は、数か村ないし10余か村による組合借用が少なくないことから、単独農村や農民個人による借用ではありえても、一般化はむつかしい。そうすると、前者の可能性が大きいこととなる。

ところで、銭建ての場合、丁銭建てと銭匁建てがあり、これらがどのように使い分けられたかを知ることは興味深い。貸付証文だけからその事情を探るのはきわめて困難ではあるが、一つの手がかりとして取引を支配関係別に観察することは有用であろう。主要な時期を選んで比較した表2がその結果である。

一覽して、幕府領（天領）と森藩領への貸付が大半を占めていることがわかる。全体に占める比率は、合わせて18世紀に85パーセント前後、19世紀に入って70パーセント前後とやや減少しているが、千原家の貸付先がこれらの所領に

表2 千原家金融証文の所領別分布 (時期別・地域別・基準貨幣別；期間内件数)

地 域	幕府領 (主として日田郡)					森藩領 (大半は日田郡)					その他藩領 ¹⁾				
	銀 (匁)	金 (両)	丁銭 (文)	銭匁 ²⁾ (匁)	計	銀 (匁)	金 (両)	丁銭 (文)	銭匁 (匁)	計	銀 (匁)	金 (両)	丁銭 (文)	銭匁 (匁)	計
③～④期 1750～1769	3	0	54	15	72	6	0	57	17	80	9	0	12	9 ³⁾	30
⑤～⑦期 1770～1799	20	0	31	42 ⁴⁾	93	4	0	29	17	50	4	0	5	15 ⁵⁾	24
⑩期 1830～1839	18	2	2	25	47	7	2	3	32	44	7	5	9	15	36
⑫期 1840～1849	9	14	1	13	37	0	4	0	12	16	2	21	0	2	24

注：1) ここで対象とした全期で、対馬田代領54件、久留米領15件、福岡領19件、中津領5件、島原領1件、不明8件。

2) 注記のないものはすべて19文銭。

3) 80文銭3件、70文銭2件、60文銭1件を含む。

4) 76文銭4件、60文銭1件を含む。

5) 76文銭8件、65文銭1件、60文銭1件を含む。

集中していたことに変わりはない。しかもこの二つの所領のうち、ほとんどすべてが日田郡内の農村・農民であった。森藩は東に接する玖珠郡に陣屋があったが、飛び地にあたる日田郡有田郷 11 か村のみが貸付対象となっていたようだ。幕府領も玖珠郡やさらにその東に位置する直入郡に拡張していたが、郡代役所のある日田周辺・近傍の村々にほとんど集中していた。18 世紀中では、日田郡外両領への貸付は、寛政 2 年、玖珠郡天領の戸畑村丈吉を確認するのみである。19 世紀に入るととくに天保期以降、直入郡天領農村への貸付が目立ってくるが、表 2 の観察対象期間中では玖珠郡 1 件と合わせても 11 件に過ぎない。19 世紀に入ってから貸付先は日田郡外に若干拡張する気配を示したが、両領以外の地域へも相対的に増加の傾向を見せたことは、千原家金融活動の地域的拡張を示しているといつてよいであろう。

天領・森藩領以外でもっとも多かったのは、対馬藩田代役所支配の飛び地であった、豊前下毛郡の村々である。日田郡に北接し、主として豊前中津への山間部街道に沿って位置している。表 2 で注記したように、観察対象期間の天領・森藩領以外では 54 件ともっとも多く、次位の福岡藩領 19 件をはるかに上回っていた。いずれも豊前、筑前、筑後と国外の地域であるが、どちらかといえば日田に通じる街道筋ないし近接した村々である。

このようにして千原家の貸付先の地域的分布を見ると、意外に日田に近接した地域に集中していたといつてよい。そして基準貨幣の動向を見ると、1830 年代まではどの所領も銭建てが基本であり、銀建て貸付が常に一定件数行われているという状況は変わっていない。⑫期以降、金建てが目立ってくるという動向もほとんど同じである。ただし、わずかに 18 世紀の第 4 四半世紀に、森藩領のみ丁銭建てが前の時期に続いて多かった(その大半は 1770 年代の件数)こと、1840 年代の「その他藩領」の銭建てから金建て貸付への移行がやや目立っているという動向を指摘できるが、サンプル数が少なく、有意とはいえないであろう。

それにしても、同じ銭建て取引でなぜ⑥期、すなわち 1780 年代から丁銭建て

が減少し、錢匁建てが主流となっていったのだろうか。表2によっても支配関係で大きな差異は生じていないので、この地域の共通現象といってよいだろう。つまり日田地方は特定の政治権力が一方的に及ばない、いわゆる「非領国」地域であって、金融取引においてはこの地域の貨幣需給条件に大きく制約されたと考えられる。その条件とは、南鐐式朱銀の新鑄・増発、そのための丁銀鑄潰しによる銀貨の減少、そして四文錢・鉄錢の大量鑄造である。1770年代に進行した国内通貨事情の変化の波が80年代にようやくこの地域にも達し、一般的な錢遣いである丁錢建てから、何らか銀建てに関連のある錢匁建てに転じていったと考えられる。ただし、日田地方は1匁を錢19文とする19文錢遣いであり、直接銀錢相場に連動する錢匁遣いとも思えないので、少なくとも銀建て取引と錢遣いをリンクさせる目的で錢匁勘定が拡大したようにも思えない。「19文錢」については、60文錢、80文錢など、他の地域・所領で近世後期に展開された錢匁勘定とは異なり、意外にその実態は不明なのである。

表3 千原家の錢匁建貸付証文 (件数)

時 期	貸 付 証 文						(質地証文)
	①9	⑥0	⑥5	⑦0	⑦6	⑧0	①9
②期(1740～)	2						4
③期(1750～)	14	1		2			3
④期(1760～)	22	1		1		4	2
⑤期(1770～)	23				3		4
⑥期(1780～)	18		1		5		1
⑦期(1790～)	18	2			5		2
⑧期(1800～)	12						4
⑨期(1810～)	19	1					4
⑩期(1820～)	13						6
⑪期(1830～)	77						16
⑫期(1840～)	32						4
⑬期(1850～)	42						10
⑭期(1860～)	61						5
⑮期(1869～)	19						2

ところで、日田地方の銭匁勘定は当初から19文銭勘定ばかりではなかった。千原家に残存する銭匁建ての貸付証文のうち、時期別に推移を見ると表3のとおりである。⑨期の1件を例外とすれば、18世紀に60文銭、65文銭、70文銭、76文銭、そして80文銭と、19文銭以外にも多種の銭匁勘定が併用されていたことがわかる。いまこれらを個別に見てみると、日田郡内に貸し付けられたのは⑥、⑦期の70文銭5件、⑦期の60文銭1件のみで、他は福岡、久留米、中津の各藩、および対馬藩田代領飛び地であった。つまり、19文銭以外の銭匁建ての多くは、実は日田郡内の天領および森藩領ではなく、それ以外の農村との取引で用いられたのである。ところが、表2に示したように、「その他藩領」でも19世紀に入ると⑨期の福岡藩領あて60文銭1件のみを例外とすれば、貸付額面の基準貨幣はすべて19文銭に統一された。それら諸藩領ではそれぞれ独自の銭匁勘定が行われていたから、千原家の便宜が優先されたことになる。

ちなみに、質地証文は②期から⑮期にいたるすべての期間で19文銭であった。大半が日田郡内の天領と森藩領の借主で、わずかに日田に近接した下毛郡の対馬藩田代領飛び地と筑後久留米領のものがある。貸付証文の場合には19文銭以外の銭匁勘定が少なからず見られた③～⑦期に、田代領・久留米領の銭匁建て質地証文が3件あり、すべて19文銭であった。日田郡内で19文銭が根強かったことは十分に明確となったが、質地貸の場合、郡外でも19文銭が基準貨幣となったことがわかる。大半が農民の個人的借用であり、村単位の年貢上納資金を調達するための一般貸付と事情が異なっていたためと思われる。

表1で分類した各金融証文の基準貨幣は、あくまでも表記のままのものである。しかし、証文によっては但書きによって実際に授受された貨幣が示される場合もあった。たとえば、宝暦6年(1756)筑前上座郡久喜宮村(福岡藩領)の安岡忠八が丸屋藤右衛門に差し入れた「借用銀ニ利上仕ル畑地書物之事」によれば、証文記載額「銀977目」の但書きとして「但60文銭」と記されてあった。これは福岡藩領では東部の一部を除いて銭匁勘定が「1匁=60文」であり、貸借の基準貨幣は銀貨であったが授受貨幣は銭貨であったことを示している。

つまり、証文記載額の貨幣の種別がかならずしも実際に授受された貨幣ではなかった。この例の場合、忠八が丸屋から融資された貨幣は銀貨ではなく、銭58貫620文(977匁×60文)であった。このような高額の銭貨が授受されるのは、この期に九州地方ではすでに銀貨が不足気味であったことを示していると思われる。もっとも、寛延3年(1750)日田郡城内村小野屋惣左衛門が丸屋一族おとめに宛てた質地証文「壹年切質券相渡申畑地之事」によれば、上畑1畝2歩の代価は丁銭6貫80文であったが、証文には「此銀」とある。銭建てではあったが、実際に授受されたのは銀貨であった事を示している。

表4は千原家取引証文のうち、証文額面に但書きのあったものを掲出している。ここで③の例のように、「38文銭ニテ受取」と明示されている場合は、銀建ての取引にもかかわらず実際の貨幣のやり取りは銭貨で行われたことが明確である。しかし、④の例のようにたんに「65文相場」とのみ記されている場合には、取引の価値基準を「銀600目」としたものの銀1匁を銭65文の相場に固定

表4 千原家取引での基準貨幣と授受貨幣乖離の事例

年 月	証文額面	授 受 貨 幣
①1756.12	銀977匁	但, 60文銭
② 58. 4	銀215匁	但, 丁銭
③ 61. 5*	銀375匁	38文銭ニテ受取
④ 66. 7	銀600目	65文相場
⑤ 81. 8	銀2貫目	但, 銀2貫目代丁銭210貫文
⑥1804. 3	銀600目	但, 19文銭
⑦ 32. 9	金5両	19文銭1,800目請取
⑧ 49.12	金43両	此銀3貫92匁33
⑨ 50. 6	銀500目	但, 銀1匁ニ付114文5歩
⑩ 51.12	銀750目	「此金……」(額明示なし)
⑪ 54. 5	金30両	代丁銭204貫720文
⑫ 62.12	銀300目	但シ67匁金(67匁=1両替)
⑬ 67.10	⑨216貫目	但シ正金請取
⑭ 68.12	金300両	但シ森札27貫目

注：*印は質地証文。他はすべて貸付証文。

し、実質、錢貨を基準にしてしまっている可能性なしとしない。けれども他の例から判断すると、但書きは実際に授受された貨幣が示されているようである。しかも、表1では証文額面で分類したが、それとは異なる貨幣で授受された場合にすべて但書きが記されたようには思えない。つまり、たまたま記されたのであって、表4はそのサンプルに過ぎないと見られる。要するに、日田地方で実際に流通していた貨幣は、18世紀後半までは証文額面が銀建てであっても錢貨であった場合が多いということである。そして、19世紀30年代に入って、金建て取引も増えてくるが、実際の授受にあたっては金貨が用いられ始めたということを示唆している。

このように基準貨幣が変わってくるのは貨幣の供給事情によるものであり、しかも取引にあたって実際に授受される貨幣がさらに乖離する傾向のある事が判明した。基準貨幣は従前の慣行に影響されることが多いため流通貨幣の変化がただちには取引に反映されにくかっただろうし、また取引の当事者が異なった基準貨幣を選好した場合にこのような乖離が生じたであろう。

幕末になると、日田地方では札の流通も活発となった。表5は千原家が取引先の武家・戸田氏の家計出納を任せ、元治2年(1865)1年間のすべてを示したものである。戸田氏がどのような武家であるかは不詳だが、千原家からの

表5 幕末期武士家計年間支払い貨幣の内訳, 1865年1~12月

	件数	平均額	その代錢 ⑱(匁)	最高額	最低額
19文錢	40	1,138匁	1,138	8,000匁	90匁
有田札 (76文錢)	34	1,011匁	4,043	3,000匁	25匁
金	15	27兩2歩	9,882	93兩3歩	2歩
城内手形 (ないし銀)	5	169.5匁	821	680匁	17匁
久留米札	3	180匁	947	340匁	51匁
米	2	25石	28,807	44石1斗	6石

史料：千原家文書，元治2年「戸田様 錢御通⑱」

借用返済が困難となって、家計の管理支配を受けていたものと思われる。内容は大工・石工・左官など職人への手間賃支払い、鶉・猪肉・茶つぼ・瓦などの購入、数種の頼母子講掛け金支払いなどで、それらをどの貨幣で支払ったかがわかる。依拠史料の表題が「戸田様 錢御通」とあるように、もともと支払いは錢貨が一般であったにもかかわらず、すでに当時金貨での支払が全99件中15件もあった。それ以上に目立つのが「有田札」での支払い34件で、これは森藩が日田の北東に接する飛び地・有田郷で流通させることを目的として発行した藩札である。76文錢勘定の錢匁札であり、日田における19文錢勘定とのリンクを意識して発行されたものであることは間違いない。つまり76文錢1匁札が19文錢4匁として日田地方で利用可能となるのである。天領で領主側からの札が発行されることはなかったため、このように近隣の藩札が使用されることが少なくなかった。

表5で錢建ての支払いは74件あり、19文錢遣いと76文錢遣いが併用されていた。1件あたり支払平均額を比較すると、19文錢遣いが1,138匁、76文錢遣いが1,011匁(19文錢で4,043匁)であった。76文錢遣い(有田札)での支払平均額が19文錢遣いでのその約4倍となっており、支払い額の大きさに応じて使い分けられていたことを示唆する。実際に支払われたそれぞれの最高額と最低額で比較しても、有田札の方が19文錢で比較すればはるかに高額であった。このことはたんなる計算貨幣とも見られる19文錢が実体貨幣として束ねられ、実際に授受されていたことも示唆する。それはともかく、件数は限られるが、1件あたり支払い額の高かったのは、現物支払としての「米」を例外とすれば、金貨であった。より小額なのは「城内手形」・久留米札で、前者は千原家の振り出した私的な銀手形と思われ、後者は言うまでもなく久留米藩札である。なおこの際、有田札(76文遣い)・久留米札(100文遣い)ともにまったく減価は生じておらず、「城内手形」のみ札銀1匁が92~93文と不定であった。これらの多様な貨幣が併用されていたにもかかわらず、勘定は最終的に19文錢で統括されており、幕末・維新时期まで日田地方では錢遣いが根強かったことがわか

る。

四 日田地方の流通貨幣——むすびにかえて——

千原家の金融取引史料を中心に日田地方の近世貨幣流通状況を分析した、当面の結果を示すと以下のとおりである。

1) 山間盆地の日田地方では貨幣の浸透は意外に遅く、18世紀前半までは現物経済が主流であった。この期に貨幣を介在する取引があったとしても、領外との取引や貨幣納を義務付けられている上納銀など、きわめて限定されたものであった。

2) 18世紀半ばころより、土地売買や商業活動などで少しずつ貨幣を媒介とした取引が始まった。この際、農民や在町々人が利用した貨幣は銭貨で、一般的な勘定を行う丁銭であった。一方で、地域外取引や武士との取引に従事する、一部の在町・農村商人がおり、銀遣いが主流であった。こうした銀遣いも併用せざるを得ない一部商人の便宜のため、「銭刃遣い」が始まったと考えられる。ただし、当初は銀銭相場に連動した変動銭刃勘定であった。

3) 地域内で取引が盛んになると、おなじ銀遣いでも丁銭から銭刃勘定に重心が移行を始めた。地域外取引が拡大を始めたためと見られる。ただし、取引サイズに有意な差異を見出すことはできない。

4) 19世紀に入ると変動銭刃勘定はほとんど消滅し、銭刃勘定は19文銭のみとなった。このような変化がなぜ生じたのかについては、現在のところ手がかりすらつかめず、今後の大きな課題である。

5) 天保期以降(1830～)、主流通貨幣は銭貨より金貨に移行した。需要に対して銭貨供給が不足気味であり、また小額金銀貨の浸透がこの地域にもあったためと思われる。さらに、そのような状況の中での根強い銀遣いに対応するためか、有田札や久留米札などの銭刃札も出現し、減価することなく流通した。

[後記]

本稿は、1997年5月東北大学で開催された、社会経済史学会第66回大会で報告した内容を敷衍・改稿したものである。その内容の一部はすでに拙稿「江戸期貨幣制度のダイナミズム」（日本銀行金融研究所『金融研究』第17巻3号）で取り込み、利用している。いわば本稿がさきに発表されるべきものであった。本稿の依拠史料である大量の千原家文書の利用にあたり、九州大学九州文化史研究所による『文書目録』はきわめて有用であり、データの分析に役立った。目録作成にかかわられた関係各位に深甚なる謝意を表したい。なお、本稿は1997年度松山大学特別研究助成金による研究成果の一部である。

参 考 文 献

- 岩橋 勝 [1980] 「徳川後期の『銭遣い』について」『三田学会雑誌』73-3
 —— [1983 a] 「南部地方の銭貨流通」『社会経済史学』48-6
 —— [1983 b] 「伊予における銭匁遣い」地方史研究協議会編『瀬戸内社会の形成と展開』雄山閣
 —— [1998] 「江戸期貨幣制度のダイナミズム」日本銀行金融研究所『金融研究』17-3
- 遠藤正男 [1936] 『日本近世商業資本発達史論』日本評論社
- 九州大学九州文化史研究施設 [1979] 『九州文化史研究所所蔵古文書目録 十』
- 金融研究会 [1998] [シンポジウム『江戸期三貨制度について』] 日本銀行金融研究所『金融研究』17-3
- 楠本美智子 [1980] 「日田・千原家の経営とその推移」『九州文化史研究所紀要』25
- 桜井信哉 [1996] 「近年の江戸期貨幣史研究方法の展開」大塚勝夫編『経済史・経営史研究の現状』三嶺書房
- 篠藤光行 [1958] 「幕末における商家経営の推移——日田豪商・手島家の『棚卸帳』分析を中心に——」宮本又次編『九州経済史論集 第3巻』福岡商工会議所
- 新保 博 [1980] 「江戸後期物価と貨幣に関する断章」『三田学会雑誌』73-3
- 竹越与三郎 [1920] 『日本経済史 第6巻』日本経済史編纂会
- 豊田寛三 [1979] 「天領日田と掛屋商人」後藤・豊田『大分県の歴史 第7巻』大分合同新聞社
- 野口喜久雄 [1964] 「江戸時代の日田商業と経営」『大分工業高等専門学校研究報告』1
- 馬場 章 [1998] 「小判は『銀貨』か？——近世貨幣史再考」国立歴史民俗博物館編『お金の不思議——貨幣の歴史学』山川出版社
- 原田敏丸 [1956] 「豊後日田における商人資本の性格」宮本又次編『九州経済史論集 第2巻』福岡商工会議所
- 藤本隆士 [1953] 「日田幕領における商人寄生地主の土地集積と小作関係」宮本又次編『九州経済史研究』三和書房

三上隆三 [1996] 『江戸の貨幣物語』 東洋経済新報社